

## 4. 教育の充実

### 1) 役職者研修

- H29年度は、単会三役の39名(84名中)が新任となります。
- 研究所の基本方針「更なる“新”に挑む」5ヵ年計画の2年目にあたり、それぞれの役職者としての“役割”や“心がまえ”を学ぶことはもとより、法人局活動重点の「人づくり」に対応して役職者研修の充実強化を図る。

#### 地区長研修(年2回:9月・2月)

- ◆対象／三役・副幹事長・正副地区長・正副普及拡大委員長(計21名)
- ◆講師／研究所研究員・県内(SV・AD)・相談役・他
- ◆内容／地区長の立場・役割の範囲・心がまえ・役職と倫理実践など

#### 会長研修(年2回:9月・3月)★単会三役研修+分科会

- ◆対象／正副会長・単会会長・地区長・統括委員長・普拡委員長(計40名)
- ◆講師／研究所研究員・県内(SV・AD)・相談役・他
- ◆内容／単会会長の立場・役割の範囲・心がまえ・役職と倫理実践など

#### 専任幹事研修(年2回:9月・3月)★単会三役研修+分科会

- ◆対象／幹事長・専任幹事・副地区長・副統括委員長・普拡副委員長(計38名)
- ◆講師／研究所研究員・県内(SV・AD)・相談役・他
- ◆内容／専任幹事の立場・役割の範囲・心がまえ・役職と倫理実践など

#### 事務長研修(年2回:9月・3月)★単会三役研修+分科会

- ◆対象／正副事務長・監査・単会事務長・県事務局2名(計34名)
- ◆講師／研究所研究員・県内(SV・AD)・相談役・他
- ◆内容／事務長の立場・役割の範囲・心がまえ・役職と倫理実践など

#### 委員長研修(年1回:9月)〈単会の普及拡大を除く〉

- ◆対象／正副三役・地区長・正副普及拡大委員長・正副6委員長(計22名)
- ◆講師／研究所研究員・県内(SV・AD)・相談役・他
- ◆内容／委員長の立場・役割の範囲・心がまえ・役職と倫理実践など

#### 単会役職者研修(随時:地区主催)

- ◆対象／単会役職者(単会主催:開催の希望は地区長に相談すること)
- ◆講師／研究所研究員・県内(SV・AD)・県役員・他
- ◆内容／各役職の立場・役割の範囲・心がまえ・役職と倫理実践など

★他に、7委員会合同研修(年1回:9月)を開催し各委員会の強化を図る。

### 2) 法人レクチャー研修(11月5日)

- 事業体験報告に更にみがきをかけるよう、きめ細かな研修を行ないます。
- ※欠席者には別途補修を設定します。

### 3) 県内レクチャー制度

- 法人レクチャーとして推薦できる人材を育成することを目的に、各単会MSや県主催行事での報告会などで体験報告を行うものとする。

## 「レクチャーが普及の第一人者」

あらゆる場所で、自らの倫理体験を伝え、共感を与えることで次に倫理実践する人を創出することが“真の普及”につながる。

#### 〈認定基準〉

選考委員の推薦を受け、認定研修会受講後に認定される。(1年任期)

#### 〈認定対象〉

- 単会役職を1年以上経過した現単会役員であること。
  - 所属単会のMSに積極的に参加・協力する役職者であること。
  - 倫理実践による事業体験を中心に話すことが出来る人材であること。
- ※新任の県役員・単会会長は、自動的に認定研修の候補者となる。

選考委員／県四役(四役会対象者)が選考委員となり県会長に推薦する。

認定研修／【前期】平成28年9月21(水)・27(火)日(選択可)

(新任の県役員、単会会長に対するH29年度の認定)

【後期】平成29年6月8(木)・9(金)日(選択可)

(県四役会・企画会にて選考されたH30年度の認定)

新任研修／1人15分に発表内容をまとめ研修会で発表する。

(発表内容の原稿は研修前日までに県事務局に提出する)

発表後、有資格者により適切なアドバイス・指導を受ける。

研修会終了後、県会長より認定書を授与する。

継続研修／対象者は継続研修受講後に継続認定される。(H29年6月8・9日)

認定委員／倫理経営インストラクター(有資格者)

※県内レクチャーは、茨城県倫理法人会の公式HPに掲載される。

講話を依頼されたら「積極的に喜んで」受け、経験を積み重ね研鑽する。

また、年間で1社以上は必ず普及することを条件とする。

※年度後半に県四役会において、継続者の判定を協議する。(非公開)

※法人レクチャーの推薦候補は、県内レクチャーから選出する。

### 4) 県内シニアレクチャー制度

- 当該年度の期首(9月1日)時点で満70歳以上の法人レクチャー・県内レクチャーは、豊富な人生経験を活かした倫理体験を通して、後進の育成を図るため、県内シニアレクチャーとしてご活躍いただく。(1年任期)